

方法書について環境保全の見地からの意見を有する者からの意見及び事業者の見解

環境影響評価方法書の公告・縦覧及び意見募集について

- ・公告日 : 平成 20 年 11 月 10 日(月)
- ・縦覧期間 : 平成 20 年 11 月 10 日(月)から平成 20 年 12 月 9 日(火)
- ・縦覧場所 : 長野県環境部自然保護課、長野地方事務所環境課
長野市環境部環境管理課、長野市大豆島支所
- ・意見募集期間 : 平成 20 年 11 月 10 日(月)から平成 20 年 12 月 24 日(水)
- ・意見提出先 : 長野広域連合事務局環境推進課
- ・意見書の提出件数 : 6 件

特記事項

- ① 方法書の目次に沿って、意見者ごとにお答えしています。意見者は仮称 A～F で記載しています。
- ② 意見書に対するお答えは、基本的に長野広域連合が行っておりますが、既存長野市清掃センターのことや長野市における候補地選定に係ること等につきましては、長野市の見解を確認した上で記載しています。
- ③ 同じ内容の意見に対しては「上記〇の見解と同じ」という表現で記載しています。

第1章 事業計画の概要				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
1.5 建設候補地決定の経過	2	D	<p>1. 第1章 事業計画の概要 1.5 建設候補地決定の経過について</p> <p>公告・縦覧に供される方法書の記述は正確であることが大前提であるが、「1.5 建設候補地決定の経過」については、以下に示す事実誤認に基づく誤った記述がある。方法書の信頼性と権威に関する重要な事実誤認であり、先ずこれを正していただきたい。</p> <p>○方法書に記載されている事実誤認の記述</p> <p>「委員会（長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会（以下 市検討委員会））では、客観的な視点から候補地の選定を行なうためSEA（戦略的環境アセスメント）の概念を取り入れ、約1年をかけて候補地の絞り込みを行い・・・」は以下に述べる理由から事実誤認に基づく誤った記述である。</p> <p>○事実誤認に基づく誤った記述とする理由</p> <p>建設候補地の選定は、市検討委員会の検討結果に基づくものである。</p> <p>市検討委員会は、「委員会として住民意見の聴取を行わないこととした。」を採決で決定している（第15回 長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会 議事録概要2；開催日時：平成17年4月20日（水）13:30～16:30）。さらに「要望があった（住民への）中間報告会の説明会の開催は、行なわないこととした。」（第14回 長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会 議事録概要 2. 空地の絞り込みについて（決定（確認）事項）も採決で決定している。かかる市検討委員会の運営方法は、環境省から示されている指針「戦略的環境アセスメントは、計画の早い段階から住民に情報提供を行ない、意見を聞いたうえで進める」と明らかに背反している。さらに、広域連合、長野市の何れも、候補地決定の過程で住民に情報提供を行ない、意見を聞いたうえで進めた事実はない。即ち、建設候補地の選定は戦略的環境アセスメントの概念を取り入れて行なわれたものではなかった。</p>	<p>長野市における本計画施設の建設候補地の選定にあたっては、市の内部で建設地を決定するという手法ではなく、幅広い見地から選定を行うために、各界の市民の皆様による「長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会」により選定していただいたものです。</p> <p>検討委員会は公開で行われ、決定事項については、市の広報紙などを通じて、その都度公表してきました。検討委員会では、エリア・建設候補地の評価について、適切な評価項目等により客観的・科学的に検討がなされ、住民からの要望事項等についても委員会へ報告され、それも踏まえた上で、適地を選定していただいたものです。これらの手法については戦略的環境影響評価の概念を取り入れたものであると考えております。</p> <p>長野広域連合では、今後も「積極的な情報の公開」、「地域の意見の十分な反映」、「地域の特性に配慮」の3つの基本方針に基づき、環境影響評価の実施に努めてまいります。</p> <p>なお、記述内容については、再度、確認を行い、誤った記述があれば準備書において修正してまいります。</p> <p>*[長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会]</p> <p>長野市では、長野広域連合が長野市内に建設するごみ焼却施設の候補地の選定にあたり、市議会議員、団体代表者、学識経験者、公募委員の各界の市民15名により構成する検討委員会を設置し、平成16年5月から平成17年7月までの間に18回にのぼる審議を重ねていただきました。その結果、平成17年8月、2箇所の建設候補地が長野市長に報告されております。</p>
		C	<p>P2、建設地検討経過について</p> <p>「長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会で（戦略的環境アセスメント）の概念を取り入れ・・・」とありますが、そのような内容の委員会ではありませんでした。</p> <p>「中間報告を行わない」事を多数決で決め、進行状況を市民に説明する責任を放棄しました。また、「市民の意見を聞かない」事も多数決で決めました。この問題で議論になると、検討委員会の委員長が「住民が反対すればまた、検討委員会で検討すればいい」と発言し進行されました。このような内容の委員会は「戦略的環境アセスメントの概念を取り入れた」とは言えないと思います。</p> <p>平成15年に「焼却施設を将来移転してほしい」という大豆島上・中・下区の区長会の要望に賛同する署名は1400名分提出しています。が今まで要望書や賛同署名を考慮していません。</p> <p>長野市が松岡に決定した後も、住民説明会で長野市環境部長は「住民が反対すれば建設しません」と各区ではっきり発言されました。そのような中、「いつ区民に賛否を聞いてくれるのか」という声も多く聞こえます。</p> <p>今回の「環境影響評価」も大豆島地区区長会は「焼却施設建設の受け入れはしていません。」と言いつつ影響評価のみを受け入れていきます。</p>	<p>上記Dの見解と同じです。</p> <p>長野広域連合では長野市による建設候補地選定後、地元の協議組織等と協議を重ね、ご理解をいただく中で、測量・地質調査、環境影響評価等の事業を進めているところであります。</p> <p>また、今後は計画施設の建設候補地周辺における環境影響評価を実施することで、地域の環境を詳細に調査し、予測・評価を行い、その結果や環境保全のための対策をお示ししてまいります。このことが、地域の皆様に建設の可否をご判断いただくための重要な判断材料になるものと考えております。</p>
		A	<p>① P.2「1.5 建設候補地選定の経過」について</p> <p>「A方法書」は、「客観的な視点から候補地の選定を行うためSEA（戦略的環境アセスメント）の概念を取り入れ・・・候補地の絞り込みを行い」と述べています。</p> <p>しかし、実際には長野市ごみ焼却施設建設地検討委員会では、住民の意見聴取や市民への中間報告を行わないことなどを決議しています。</p> <p>したがって、SEA（戦略的環境アセスメント）の概念を取り入れた選定となっていない点で、A方法書はその出発点において基本的な有効性を備えていないと考えます。</p>	<p>上記Dの見解と同じです。</p>

第1章 事業計画の概要				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
1.5 建設候補地決定の経過	2	A	<p>(選定方法に関する具体的な疑問の一つ) -洪水ハザードマップによる浸水被害リスクを評価しないことについて- 施設そのものの耐浸水性が確保されるべきことは当然ですが、古くから水害の被害を被って来た長野盆地にあって、候補地の水害へのリスク評価が不十分と考えます。 候補地検討委員会では、「候補地の浸水被害リスクの評価は、洪水ハザードマップでは出来ない」等の理由で行われていません。 洪水によってアクセスが寸断され、数日間に亘ってごみの搬入が出来ない状態が続く状況が想定されることへのリスク評価など評価基準の再検討が必要と考えます。</p>	<p>本計画施設を建設することが浸水等の影響要因となることはないことから環境影響評価の評価項目とはしてはおりませんが、本計画施設については、災害に強い施設を目指して整備することで十分対応してまいります。また、万が一の災害時には地域における安全な避難場所として活用できるよう、施設整備計画策定時に配慮したいと考えております。</p>
1.7.5 事業計画	7	C	<p>P7 7.5 事業計画について サンマリンながのの解体だけでなく、現在の焼却場解体も評価すべきです。 候補地は松岡区の区画整理で面積の3%を公園にするという区画整理法に基づいた公園予定地です。区画整理内公園面積の65%がこの候補地に含まれています。長野市、広域連合は地区の説明会で現在の焼却施設に同等の土地があるので、そこを公園にするという説明をしています。 大豆島への施設建設というのであれば、「現在の焼却施設の解体」と「変更された公園整備」も一体の計画でなくてはなりません。 長野市は平成5年不燃物破碎施設を建設する時も、隣のストックヤードを解体して公園にするという約束し、図面まで示したにもかかわらず、その場所に平成15年プラスチック圧縮施設を建設しました。 その時「将来処理場の分散化を検討する」と公文書で回答したにもかかわらず、今回は広域のごみを集中するごみ焼却施設の建設計画です。 そして今回も又公園用地は現焼却施設の跡地に移転すると説明しています。 今までの対応を考えると、今回の環境影響評価で、「現在の焼却施設の解体」と「公園の移転地」が評価にないのは、「新焼却場の建設だけして、旧焼却場はそのまま放置、公園も造らない」のではと考えざるを得ません。もし、「今回は約束を実行する」というのであれば、上記2点を評価項目に入れ、公園は子どもが安心して遊べる環境なのかということも、責任もって評価すべきです。</p>	<p>現在稼働している長野市清掃センターごみ焼却施設は、本計画施設の稼働後には解体いたしますが、①今回の対象事業実施区域外であること ②事業実施主体が異なること ③解体時期が決定していないこと等の理由から、本環境影響評価の評価項目とはしてはおりません。 サンマリンながのの解体については、事業実施主体は異なりますが、対象事業実施区域にあり、本計画施設建設には、サンマリンながのの解体が必要であることから環境影響評価の対象としたものです。 なお、長野市では既存ごみ焼却施設解体にあたり、周辺環境や安全性に十分配慮していくこととしております。解体後は、跡地を公園等として利用する計画であり、公園建設の前に関係法令に基づく調査を実施することとしています。 また、本計画施設及び、同施設稼働後も存続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺の環境モニタリングを実施し、それらの結果を公表することで、安全性を確認していただけるよう努めてまいります。</p> <p>*[長野市清掃センター] 長野市が運営する長野市清掃センターには、ごみ焼却施設、資源化施設、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設があり、長野市（一部周辺町村を含む）の可燃ごみ、不燃ごみ、資源物の中間処理等を行っています。 本計画施設稼働後、ごみ焼却施設は解体しますが、資源化施設、プラスチック製容器包装圧縮梱包施設については、引き続き、稼働するものです。</p>
	7~12	D	<p>2. 事業計画・施設計画について (1. 7.5、(2)) ア. 主要設備方式等について 焼却炉、灰溶融（設備）炉、廃ガス処理設備等の構造とデイメンジョン、燃焼ゴミの種類・組成と燃焼速度（処理速度）等々の基本的情報が欠落している。これで焼却施設稼働に伴う満足な予測と評価が可能であろうか。主要設備方式とその操業に関する基本情報が必要である。 イ. 計画値 表 1-7-1~1-7-9 に渡って計画値が記載されている。計画値設定の意図は何か、また表示されている数値の科学的根拠を示していただきたい。とりわけ、飛灰処理、溶融スラグに関する計画値の科学的根拠を示していただきたい。 計画値と第3章で定義されている環境保全目標値とはどのような関係があるのか。 計画値の科学的根拠が明瞭ならば、計画値と予測結果との対比による評価が透明度が高く分かりやすい。</p>	<p>本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいります。その中で予測や評価に必要な事項を決定してまいりますので、現時点で主要設備方式等の詳細をお示しすることはできません。 計画値につきましては、法規制値を基準に現在の技術水準、維持管理水準を考慮して、事業者が守ることを約束する数値として決定しております。なお、法規制値は国が人間の健康や自然環境といった様々な角度から検証を行い、維持されることが望ましい値として定めているものであり、科学的根拠に基づいたものと認識しております。 また、環境保全目標値は環境基準値及び施設の計画値を基準として、現況を十分に把握した上で、より良い環境とするために設定するものです。</p>

第1章 事業計画の概要				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
1.7.5 事業計画	17	E	<p>[1] 第1章(事業計画の概要) P17 (9) その他の施策等 (ア) 地域への貢献 本施設は熱エネルギーの有効活用によるプール、コミュニティセンター等の整備や環境教育の起点としての整備を行うとともに、公園や緑地等の整備によるみどりの創出を行い、長野市の各種計画と整合を図りながら、地域に貢献できる施設を目指すものとする。とありますが、</p> <p>A) プール、コミュニティセンター等の整備について 現在のサンマリン長野の利用状況をみても、利用者は年々減少しています。民間から借り受けている駐車場は、夏休みの時期以外ほとんど使用されていません。箱物は当然維持管理費が必要です。 今後どんな対策を考えているのか示してください。</p>	<p>長野市では余熱利用施設等の整備について、地域の皆様と十分協議し、計画していくとされています。</p>
			<p>B) 環境教育の起点としての整備について 大豆島地区はダイオキシン対策が行われる以前から 40 年以上焼却施設を受けてきました。この影響の有無を詳細に把握することなく、将来別の施設が稼働したら、環境教育をすると述べています。現在の施設が稼働している時こそ行われるべきだと思います。 環境教育のカリキュラムを明示してください。</p>	<p>長野市では現在も清掃センターを拠点として、ごみ処理施設の紹介やごみの分別方法、ごみ減量等についての教育や啓発に努めております。 長野広域連合といたしましては、新しい施設を環境教育の起点と位置付けて整備してまいります。</p>
			<p>C) 公園や緑地等の整備によるみどりの創出を行い、について 松岡地区住民にとって一番指摘したい点です。元来、新ごみ焼却施設建設予定地の一部は、松岡土地区画整理事業で、土地区画整理法施行法の規定により公園造成計画地でした。本来なら公園完成後に松岡土地区画整理組合(地権者)を解散を行うべきものと思います。しかし公園未完成のまま解散したことにより、土地区画整理法第百五条(公共施設の用に供する土地の帰属)を理由に、近隣の現焼却施設後地を公園にする計画に長野市が変更いたしました。この後地は本当に公園として適しているか甚だ疑問です。近くに代替地をもってればよいという問題ではないと思います。</p>	<p>「サンマリンながの」北側の公園用地は、区画整理事業にともない長野市に帰属された用地及び市が近隣公園とするために取得した土地です。長野市では現清掃センターごみ焼却施設跡地に同等面積の公園用地を確保することが可能であることから、計画施設の建設候補地としたものです。 長野市では既存ごみ焼却施設解体後は、跡地を公園等として利用する計画であり、公園建設の前に関係法令に基づく調査を実施することとしています。 また、本計画施設及び、同施設稼働後も存続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺の環境モニタリングを実施し、それらの結果を公表することで、安全性を確認していただけるよう努めてまいります。 なお、長野広域連合といたしましては、長野市が整備する公園のほか、施設周辺の住宅に近い部分には公園機能をもった緩衝緑地を整備してまいります。</p> <p>*[長野市松岡土地区画整理事業] 健全な土地利用の増進を目的に、松岡土地区画整理組合により、約 35 ヘクタールを対象として、昭和 61 年度から平成 16 年度の間に施行されたものです。 公園用地を含む本計画実施区域の一部は、この区画整理事業対象区域に含まれています。</p>
			<p>D) 地域に貢献できる施設を目指すについて 地域に貢献できる施設とは、何を指しているのか不明です。具体的な施策を示していただきたい。 現在のサンマリン長野がどう地域に貢献しているのか、分析結果を教えてください。</p>	<p>長野広域連合といたしましては、本計画施設の整備にあたっては、災害に強い施設とするとともに、万が一の災害時には地域における安全な避難場所として活用できるよう、施設整備計画策定時に配慮したいと考えております。 また、長野広域連合と長野市では、ごみの焼却により発生する熱を利用した余熱利用施設の建設も併せて計画をしており、この施設については、地域の皆様と十分協議した上で、健康増進、レジャー施設等、地域のまちづくりの中核となるとともに、広く市民に親しまれる施設として整備してまいります。 なお、現在の「サンマリンながの」につきましては、長野市清掃センターの余熱を有効に利用し、高齢者から子供まで幅広く楽しみながら体位の向上を図ることのできるレジャープール施設や、憩いの場所としての入浴施設を備えた総合レクリエーションセンターとして、年間を通じて、市民の皆様が親しまれている施設であり、地域においても地場産野菜の直売の場として提供されるなど活用が図られている施設であると考えております。</p>

第2章 地域の概況				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
2.2.2 交通の状況	27 28	E	<p>[2] 第2章 2.2.2 交通の状況 (1) 道路 なお対象事業実施区に隣接して、敷地南側には、市道若里村山堤防線が犀川に沿って走り、敷地北側に市道松岡南線が走っている（交通調査はしていない）と記されています。</p> <p>A) 表 2-2-5 主な道路交通量の表は、建設予定地から掛離れた地点での調査であり、上記2市道は交通量が多いにもかかわらず調査されていません。 今後の調査も現実実施地点で、実施するのであれば住民が望む実態調査から程遠いデータしか示されないと思います。上記市道も含め、新施設が稼動した時点での複数のケースを想定した評価を行うことを要望します。</p>	市道若里村山堤防線及び市道松岡南線の両路線については、本環境影響評価の現況調査の中で、P240、241の図でお示ししているとおり自動車交通量調査を実施してまいります。
2.2.3 土地利用の状況	30 31	F	一、古い平成十六年の土地利用で今は住宅が沢山あります。	ご指摘のとおり、P30の表 2-2-6（地目別土地利用状況）については、最新版ではありませんので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
		C	<p>P31 図 2-2-5 対象事業実施区域周辺地の土地利用状況 ここに示されている図面は平成 11 年の地図です。その後、区画整理があり、周辺の土地利用状況は大きく変わっています。この図面では土地利用状況を正しく把握、評価は出来ないと思います。</p>	ご指摘のとおり、P31の図 2-2-5（対象事業実施区域周辺の土地利用現況）については、最新版ではありませんので、評価にあたりましては最新のものを利用してまいります。
		D	<p>3. 土地利用の状況について (2.2.3) 図 2-2-5 対象事業実施区域周辺の土地利用状況は 10 年前の古いものである。この「古図」でも、対象事業実施区域と住宅が隣接していることが明瞭であるが、今日では、事業実施区域と住宅がもっと密接している。方法書を読み取る上で誤った判断を与えかねない。新しいものに差し替えていただきたい。</p>	上記Cの見解と同じです。
2.2.8 地域の環境に係る方針等の状況	79	F	一、P.79 ゼロエミッション意味がわかりません。 ゼロエ「コ」ミッション？	ゼロエミッションとはごみの分別やリサイクルを促進することにより、ごみの減量化を目指すことです。
2.3.3 地象の状況	99 101 103	F	一、P.99・101・103 調査業者名等黒くしてあるのは無責任。	個人名については、個人情報保護のために非公開としたものです。調査事業者名は、本方法書に不必要な情報であるため非公開としたものですが、必要があれば開示してまいります。なお、調査の内容については長野広域連合が責任を負うものです。
2.3.4 動植物の状況	107 ～ 143	E	<p>[3] 2.3.4 動植物の状況 A) 動植物の実態については詳細に調査対象にしていますが、「人の生命（いのち）は、地球より重い」とされ一番尊厳されなければならない地域住民の健康調査等については一行でも触れられておりません。 こうした調査こそ重点的に実施するよう強く要望します。</p>	地域住民の健康調査等を行う予定はありませんが、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、国が定めている環境基準を基に設定する環境保全目標を遵守することで、人の健康への影響がないものと考えております。
2.3.6 触れ合い活動の場の状況	150	F	一、P.150 サンマリンながの北の公園の名前がない	ご指摘のサンマリンながの北側の空地は、公園予定地であり、現段階では、触れ合い活動の場に該当しないことから、記載しておりません。

第2章 地域の概況				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
2.3.7 大気質・水質等の状況	154 163 167	F	一、P.154 大気常時監視所在地が記さいされているのと同じに煙突の下、周辺の公園に設置できないのですか。 「一般環境大気と、自動車排ガス測定」	長野市では、環境省の示す基準に従い、人口や面積、汚染状況等を考慮して、常時監視測定局の数や配置を決定しており、現時点でご指摘の場所に設置する予定がないことを確認しています。 なお、長野広域連合では、建設候補地周辺3地点において現況調査を実施いたします。
			一、P.163 ダイオキシン濃度は、0.088で大豆島小学校で多いのは。	環境基準値及び市内他地点の測定結果と比較して、特に高い値ではないと認識しております。
			一、P.167 騒音調査、清掃センター周辺で朝八時～十二時までして下さい。	現況調査では24時間連続測定いたします。
	178	C	<p>P178 センター臭気測定結果</p> <p>長野市は不燃物破砕施設周辺の臭気に対して、永年地区から改善要求の申し入れがあり、今年度その申し入れを受け、臭気対策の工事を行いました。事実大変臭気のきつい時があります。しかしこの測定結果を見ると、臭気指数にばらつきはあるものの、すべての項目が横並びになっています。この数字を見ると「国の基準」と「実際区民が苦痛に感じる数値」には大きな開きがあるのではないのでしょうか。</p> <p>臭気だけでなく、その他の汚染物質も国の基準をもって、「基準以下だ」というのでは、地域に住む住民としては納得できません。これらの評価は、国の基準に対するのでは不十分だと思います。</p>	<p>長野市では、悪臭防止法に基づき規制地域・規制基準を定めており、これに基づき計画施設の敷地境界、気体排出口、排水水における特定悪臭物質濃度を規制しています。(表 2-2-47～48) なお、一般に、悪臭は複合臭気の汚染であることから単体の物質濃度規制だけでは悪臭の実態を把握しきれない可能性があるため、近年は人間の鼻による嗅覚測定法として臭気指数法(三点比較式臭袋法)が採用されるようになってきています。</p> <p>現清掃センターの悪臭調査においても、平成15年度より特定悪臭物質濃度のみでなく、臭気指数測定を実施し、監視しています。(表 2-3-35 参照)</p> <p>長野広域連合といたしましては、国の基準について遵守することはもとより、更なる低減を図っていきたくと考えております。</p>

第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
第3章 まえがき	213	A	<p>② P.213「環境影響評価の対象項目と評価基準」について</p> <p>「第3章まえがき」には、「事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の対象項目を選定した」とあります。</p> <p>大豆島の地域特性の第1は、ダイオキシン対策が行われる以前から40年以上、長野市の焼却施設を引き受けてきたことです。この影響の有無とその程度を詳細に把握することなく、将来、別の施設が稼働したときの影響を比較評価することは出来ないのでしょうか。</p> <p>この点において、「A方法書」の評価項目は、地域特性を十分に考慮していないと考えます。同様の質問に対して、広域連合からは、先に「環境要因が多種多様であり、一般的に行われている評価項目しか実施しない」という消極的な考え方をうかがいました。これでは、何処でも同じ方法書が通用し、地域特性云々という考え方とは相容れないと考えます。</p> <p>また、大気質などの評価基準として詳細な計画施設の排気に関する性能が列挙されていますが、施設の詳細設計がまだ決まっていない現段階でなぜ、影響評価ができるのか疑問です。</p>	<p>「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では、標準的な調査内容や調査地点についての考え方が示されていますが、長野広域連合では、長野市清掃センターごみ焼却施設が存在するという地域の特性を十分考慮した上で、現況調査の中で、同施設の休止時の測定を行ったり、ダイオキシン類をはじめ各項目の調査地点を標準的な地点数より増やすなどして、今までの影響等についても詳細に調査し、把握してまいります。</p> <p>本計画施設の施設内容詳細については現段階では確定していませんが、本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいります。その中で予測・評価に必要な事項を決定してまいります。</p>
		D	<p>4. 環境影響評価の項目並び調査、予測及び評価の方法について（第3章）</p> <p>選定に当たっては、事業特性及び地域特性を踏まえて環境影響評価の対象項目を選定したと記述されている。</p> <p>本環境影響評価方法書で、最も重要な「地域特性」とは、ダイオキシン等類規制以前の約40年に亘って大規模なごみ焼却施設が設置・稼働されてきた同一地籍が、再び長期に亘る大型焼却施設の建設候補地とされたことである。かかる地域特性を踏まえると、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域住民の健康状態調査（アンケート方式） 2. 地域住民の家屋等の実態調査（腐食・汚染等についてのアンケート方式） <p>を環境影響評価の対象項目とすることが「地域特性」を踏まえた本環境影響評価方法書には不可欠である。動植物、大気・土壌等の現況調査はするが、地域住民に係わる現況調査を実施しないのは、本末転倒と言わざるを得ない。</p> <p>なお、地域住民に係わる実態調査結果と現在稼働している長野市清掃センターごみ処理関連施設との因果関係を特定することは、現時点では必ずしも必要としない。状況・特徴を把握しておくことが今後の事後評価のために不可欠である。</p>	<p>現代社会においては、人の健康や家屋等へ影響を及ぼすおそれのある要因は、ごみ焼却施設以外にも多種多様にあり、その因果関係を特定することは困難であることから、健康調査等を実施する予定はありません。</p>
3.1.12 動物	223	F	<p>一、P.223 動物(人間も動物)工事による影響評価。これはそのまま、人間周辺住民にあてはまります。これ以上地区民の命をないがしろにしないで下さい。</p>	<p>安全・安心な施設となるよう万全を期してまいります。</p>
3.2.2 騒音 3.2.3 振動	238 ～ 249	D	<p>5. ごみ収集車両の計画施設へのアクセス道路、幹線道路周辺の排ガス、騒音、振動、温暖化係数等の調査・予測について（3.2.2、3.2.3）</p> <p>対象事業実施区域周辺における交通量調査とそれに伴う騒音、排気ガス等の調査だけでは極めて不十分であり、今後の長期的な環境政策も立案できないのではないかと。また、広域連合地域全体を見渡し、将来を展望した環境影響評価たりえない。</p> <p>ゴミマイレージ（運送ゴミの量×走行距離/ton・km）活用と計画道路についての調査・予測が必要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.1 現行のゴミ焼却量/day、供用ごみ収集車両数/day、現行アクセス道路を用いてゴミマイレージを算出できる。次いで、ゴミマイレージ当たりの排ガス、騒音、振動、温暖化係数を算出する。ゴミマイレージを最適化することによって、環境負荷、温暖化抑制、省エネルギーの観点から最適化するようなアクセス道路の見直しをすべきである。 5.2 長野市・広域連合が構想している計画道路についてもゴミマイレージを算出し、環境負荷や省エネルギーの観点から最適かどうか見直すべきである。広域化に伴う後年次負担の問題、広域化そのものの妥当性についても有益な知見を与えるものであり、本方法書に不可欠である。 	<p>長野広域連合では現況調査の中で交通量等を調査し、適切な搬出入ルートを設定してまいります。</p> <p>また、長野市が計画している構想路線については、地域の皆様の利便性の確保等を目的として、今後、地域の皆様と協議を重ねた上で具体化していく予定ですが、現時点ではルート、幅員等の基本的事項が全く確定しておらず、環境への影響を評価することはできません。今後、長野市において地元の皆様や関係機関と協議をし、概要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測し、搬入車両のルート等の検討をしたいと考えております。</p> <p>*[構想路線] 大豆島地区の南北を連絡し、地域の皆様の利便性の確保等を目的として構想している路線です。ルート・幅員等の概要については、現在、大豆島地区の皆様と協議を重ねている所です。</p>

第3章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
3.2.1 大気質 3.2.5 悪臭	236 237 257	D	<p>6. 大気質、悪臭の予測方法および評価について (3. 2.1、3. 2.5)</p> <p>6. 1 予測方法について 大気拡散モデルによる数値計算は、初期値や設定パラメータによって任意性があるため、計算結果の判断が難しく信頼性に欠ける。採用予定の大気拡散モデルによる数値計算結果と事後評価による検証例を示して、予測方法としての信頼性を示していただきたい。</p> <p>6. 2 評価方法および計画値の活用について 評価方法は、予測結果と環境保全目標との対比を行なうことにより評価する、とされている。一方、環境保全目標については、よりよい環境とするための目標を設定する、とされているが数値の記載が無い。本方法書において予め設定すべきである。環境保全目標の記述がない方法書は、方法書としての要件を満たしていないのではないかと評価し、元来、設定目標の達成度によってなされるわけであるから、環境保全目標の設定がない方法書は、後だしジャンケンをする事になりかねない。 評価は、第1章 1.7.5 に計画値が記載されている場合には(例 表 1-7-5 悪臭に関する計画値)、これを用いて評価することができる。この方法は、透明性が高く分かりやすい。</p>	<p>予測・評価の方法については、基本的に「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」に従い実施することになります。マニュアルにもあるように、評価は、①影響緩和の観点と②環境保全目標等との整合の観点から実施いたします。</p> <p>環境保全目標値等については、事業計画目標、環境基準のほか、「長野県環境基本計画(2001年改定版)」、「長野市環境基本計画後期計画等」等も考慮しながら、準備書の中で記載していく予定です。</p>
3.2.8 土壌汚染	266	D	<p>7. 土壌汚染の予測方法および評価について (3. 2.8)</p> <p>予測方法に関する科学的手法の記述が皆無である。具体的な科学的方法を明示していただきたい。 評価についても、5. で述べたことがそのまま適用できる。方法書に、環境目標値を予め設定しておく必要がある。</p>	<p>土壌汚染の予測方法については、「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」にも記載されているように、既存の類似事例等との比較により影響の程度を定性的に予測する予定です。 粉じん等の土壌面への沈着量については、大気汚染と同様の数値拡散モデルによる予測が可能ですが、土壌汚染のメカニズムを正確に表現する予測モデルはないためこのような方法を用いる予定です。</p>
3.2.1 大気質 3.2.5 悪臭	234 235 256	B	<p>環境影響評価方法書対象事業の調査観測点の一部拡充のお願い</p> <p>方法書234ページ「図3-2-1」および235ページ「図3-2-2」による諸観測点のうち、▲「降下ばいじん調査地点」および▼「大気汚染調査地点」が2~3箇所と表示されているが、これを6箇所増やしていただきたい。 特に北北東にあたる風間地区は近時住宅が増加しており、地区住民の暮らしのなかでは「降下ばいじん」と「大気汚染」について大いに関心があるので、当該地域へは「ばいじん」と「大気」に関し少なくとも2~3箇所調査点を加えて頂きたい。 更に、256ページ「図3-2-9」■「悪臭現地調査地点」を風間地区内へ2~3箇所入れてほしい。 (理由) 昭和50年11月移住してきた我が家でも、殆んど毎朝物干し竿が黒く汚れており、干しておいた洗濯物もいつの間にか白い下着類が黒ずんだり、細かい煤煙のような黒いゴミのような物が付着していることや、曇天時や風向きによって何か物を燃やす臭いやかすかな異臭を感じたことが頻りにあった。 その後、焼却施設の改修等により黒ずみや漂着物付着・異臭は改善されたが、当時の悪印象は周辺住民には何時までも残っている。 勿論新焼却施設は、現在考えられる最高レベルの技術をもって建設されるのだろうが、現状把握には細心の注意を払って調査を実施願いたい。 上区と西風間境には特別養護老人ホームもあり地域住民が日常生活を安心して送れるよう配慮頂き、当該地域への観測点増設を切に希望する。</p>	<p>「長野県環境影響評価技術指針マニュアル」では、調査地点数として「標準的には1~2地点程度とし、地形条件や保全対象、事業計画の状況により必要に応じて追加する。」とされています。</p> <p>本環境影響評価においては、標準的な調査地点数に対し、全項目の大気汚染調査を事業予定地周辺における主風向を考慮して、風上・風下を含めた3地点に増やしているほか、地域の地域特性を考慮して、ダイオキシン類の調査7地点及び降下ばいじん調査3地点などの調査地点の追加をしております。</p> <p>なお、風間地区においても大気汚染調査を1地点、ダイオキシン類調査を1地点、悪臭調査1地点の計3地点で調査を実施いたします。</p> <p>今後、調査地点の確定にあたりましては、地域全体のバランスや気象特性、データの有効性等を考慮するとともに、技術委員会の審議経過を踏まえ、更に検討し必要に応じて見直しをしてまいります。</p>

その他				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
		A	<p>③ 協議中の「構想路線」の扱いに関する意見</p> <p>焼却施設の建設に併せて長野市から地元へ提案された「まちづくり事業」に、下図に示す「構想路線」と「落合橋北詰交差点改良」事業があります。</p> <p>これらの道路改良が実現した場合、大豆島周辺の交通量や区民の移動パターンは大きく変化する事が予想されます。</p> <p>広域連合からは、先に「不確定な要素が多く、協議中だから（構想路線などは）環境影響評価の対象としない」との考え方が示されていますが、むしろ積極的に搬入道路に利用する場合を含む複数のケースを想定した評価を行うことが、施設の影響評価に留まらず、地元との道路整備計画の協議にあたって有用なデータとなり、住民が納得する進め方となると考えます。これらの計画路線を含む影響評価を要望します。</p>  <p>構想路線(赤点線)により、長野市北部と A 焼却施設のスムーズな運行が確保できる。また、区民の市民センターへのアクセスの利便性が増す。</p> <p>総合市民センター建設予定地</p> <p>落合橋北詰交差点の立体交差化により堤防道路のスムーズな運行が確保され、長野菅平線などの交通量の増加が予想される。</p> <p>凡例 ●：対象事業実施区域の位置 高速自動車国道 一般国道(指定区域) 一般国道(指定区域外) 主要地方道 一般県道</p> <p>1:50,000 0 1,000 2,000m</p> <p>出典：長野建設事務所管内図 1119年3月</p>	<p>長野市が計画している構想路線については、現時点ではルート、幅員等の基本的事項が全く確定しておらず、環境への影響を評価することはできません。今後、長野市において地元の皆様や関係機関と協議をし、概要が固まったところで、長野広域連合といたしましては環境への影響を予測し、搬入車両のルート等の検討をしたいと考えております。</p> <p>また、長野市が計画している落合橋北詰交差点改良については、現在、長野市において地元の皆様や関係機関と改良方法について協議している段階です。長野広域連合では、現況調査の中で、落合橋北詰交差点の自動車交通量調査を行う予定であり、交差点改良計画と整合を図りながら、交通量等を予測・評価してまいります。</p> <p>注) 意見書に付されている図面は、長野広域連合、長野市が作成したものではありません。</p>
			<p>提出された意見書がどのような形で公開されるのか（すべて公開されるのか等）教えてください。</p>	<p>事業者（長野広域連合）は方法書に対する環境の保全の見地からの意見書の写しを、知事に提出します。また、意見の概要及び意見に対する事業者の見解を準備書に記載します。</p>

その他				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
		C	<p>交通調査について 以下の点を把握し、示してください。 今回、清掃センターとエムウェーブを結ぶ計画道路が、未定だということで、評価されていません。しかしその道路がもし開通し、そこをごみ収集車が通行するとすると、地区の交通状況は一変します。「計画道路の建設を中止する」か、または「通行を想定して評価する」のどちらかでないと交通調査の意味はないと思います。 また、調査項目に他の地域の交通量など記載してありましたが、現在のごみ焼却施設に集中している収集車の運行状況がありません。以下の2点の調査は最低必要だと思います。 ① 現在焼却施設に運び込まれているごみ収集車の通行経路と台数。 ② 新たに須坂を含め運び込まれることが予想される運行経路と台数。</p>	<p>上記Aの見解と同じです。</p> <p>① につきましては、現況調査の中で実施してまいります。 ② につきましては、現況調査の結果を踏まえ、準備書の段階までに、予測・評価してまいります。</p>
		F	<p>一、環境影響評価についての不安を申し上げます。</p> <p>一、清掃センターには、不燃ごみ破碎施設は含まれているのですか。</p> <p>一、長野市は堆肥化施設は考えていないのですか。</p> <p>一、住民への人間としての保健所の見解がない理由は。</p> <p>一、センターがあることでそれに関連する、会社、業者が出来、灰じん、悪臭、騒音が声を出してもいつもセンターの方の返事は、うちのとは限らないと、これでもよいのですか。</p> <p>一、過日不燃ごみ破碎施設の稼働している時に見学させていただいた折、丁度、雨降り雨曇がたれこめていた状態で排気口から出たじょう気が建屋の南へまわりこんで流れ清掃センターの玄関前を歩いているとすごい異臭でした。 この時全員の方が感じ女性の方は二日くらい頭痛がしたり体調が悪かったとの声。 平成八年から今日まで不燃ごみ破碎施設から放出されていた事実は、情報公開で排気口で計った結果よくない物質が確認され、平成二十年十二月完成されるとのこと。 この十二年間を大豆島及び周辺住民に対してどうするのですか。</p> <p>一、ここに住むとゼンソクになるという方がおります。</p> <p>一、清車場、計量キ、不燃ごみ、プラ圧縮施設が今のままだと必要ですね。</p> <p>一、焼却場の跡地に公園？不燃ごみ破碎施設、プラ圧縮施設そこへ搬入する車(土手及び北側)万が一にでも新焼却炉が出来ると、真中に、公園が出来るのですか。</p> <p>一、青写真はありますか。どんな施設かわからない又、各社の機種もわからない中での何年も前に計測した、あまりにも古い調査はなぜですか。</p>	<p>長野広域連合の施設では可燃ごみの処理を行いますので、本計画施設稼働後には長野市清掃センターのごみ焼却施設は廃止されますが、資源化施設等は長野市で継続して運営されます。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>方法書の手続は、環境影響評価の項目及び手法を公表し、個々の事業ごとに適切な項目及び手法を選定しようとするものであり、保健所の見解を記載するものではありません。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>長野広域連合の施設では可燃ごみの処理を行いますので、本計画施設稼働後には長野市清掃センターのごみ焼却施設は廃止されますが、資源化施設等は長野市で継続して運営されます。また、計量棟、洗車場は、本計画施設の稼働時には必要な設備でありますので、詳細につきましては同施設の施設配置等と合わせて、今後、検討してまいります。</p> <p>本計画施設及び、同施設稼働後も存続する長野市清掃センターについては、関係法令の遵守はもとより、定期的に周辺環境モニタリングを実施し、それらの結果を公表することで、安全性を地域の皆様に確認していただく中で稼働してまいります。また、施設周囲にも緩衝緑地を設けてまいります。</p> <p>現時点で主要設備方式等の詳細をお示しすることはできませんが、本環境影響評価と並行して施設の詳細計画を策定してまいります。その中で予測や評価に必要な事項を決定してまいります。また、あわせて現況調査を実施し、最新のデータで予測・評価してまいります。</p>

その他				
項目	P	意見者	意見の内容	事業者の見解
		F	<p>一、環境影響評価は、文章とか専門用語がむずかしく、もっと一般市民にわかりやすいようにして下さい。カタカナ文字を並べられてもわかりません。</p> <p>一、二ヶ所に考え直してください。人件費、燃料代、時間、環境等々考えると、広い長野市に一ヶ所よりも千曲市に一ヶ所、長野市に二ヶ所と希望致します。</p> <p>一、昨年度、ビックハットで開催された環境フェアで木島平産おいしいコシヒカリを四国まで輸送し真空パックにし、においのあるご飯として長野へ、会場で無料でいただきました。おいしいお米をこんな無駄なことをしてもったいないこと。</p> <p>一、孫子の代まで続くであろう重大な問題を最短一年で任期が終る審議委員の顔ぶれで議事録も公表されず記録はあるのですか。大豆島地区民のために命がけで継続して任務をして下さる方々に、私達の命をあずけたい気持です。今までの議事録を地区民に全戸配布して下さい。</p> <p>一、友と見た、目の前に立つ煙突の先に、大きなだんご状に(綿あめ)かたまった、煙がたれさがっている、寒い十二月六日の夜の九時半頃、無風状態、二人でどっちへ流れて行くのかしらと、しばし立ち止って見て別れ、一人車を運転しながら何回も車内から見た、満天の星空に、うすく真綿状になった煙でしょう、頭上にあった。</p> <p>一、人間が人間として生きられる地区をよくよく考えて守ってください。</p> <p>一、地球上の人間が少しづつ化学物質等により、病気にならないことを願い書かせていただきました。</p>	<p>わかりやすい表記とするよう努めてまいります。</p> <p>長野広域連合では「ごみ処理広域化基本計画」等で十分な検討を行って決定したものであり、その経緯については、P1,2の(1.4 事業の目的)及び(1.5 建設候補地決定の経過)でお示ししたとおりです。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>方法書に関連する事項ではありませんので、お答えすることができません。</p> <p>安全・安心な施設となるよう万全を期してまいります。</p> <p>安全・安心な施設となるよう万全を期してまいります。</p>